

野田市老人デイサービスセンターの  
設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第11号

### 野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年野田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（使用料）

第6条 センターを利用した者は、使用料を納入しなければならない。

2 使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 通所介護を受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法の規定により定められた通所介護に係る費用の額
- (2) 第1号通所事業を受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法の規定により定められた第1号通所事業に係る費用の額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。